

小千谷市訪問型サービス(介護予防訪問介護相当サービス)サービスコード表

令和3年4月1日改定

※生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、サービス提供できない

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	2421	訪問型独自サービスⅣ/2	ニ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週1回程度) <b>268 単位</b> ※1月の中で全部で4回まで	268	1回につき
A2	2521	訪問型独自サービスⅤ/2	ホ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週2回程度) <b>272 単位</b> ※1月の中で全部で5回から8回まで	272	
A2	2631	訪問型独自サービスⅥ/2	ヘ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) <b>287 単位</b> ※1月の中で全部で9回から12回まで	287	
A2	1421	訪問型独自短時間サービス/2	ト 訪問型サ ービス費(独自) (短時間サ ービス)	事業対象者・要支援1・ 要支援2 (20分未満) <b>167 単位</b> ※1月につき22回まで	167	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算	所定単位数の	15%加算	1回につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の	10%加算	1回につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の	5%加算	1回につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	チ 初回加算		200 単位加算	200 1月につき
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	※介護職員処遇改善加算(Ⅳ)(Ⅴ)については、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業所について1年の経過措置を設ける	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)※	(3)で算定した単位数の90%加算	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)※	(3)で算定した単位数の80%加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算	
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の1/1000 加算	

小千谷市訪問型サービス(サービスA)サービスコード表 ※緩和した基準によるサービス

※生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、サービス提供できない

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型 サービス 費(独自) (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・要 支援2(週1回程度) <b>215 単位</b> ※1月の中で全部で4回まで	215	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型 サービス 費(独自) (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・要 支援2(週2回程度) <b>218 単位</b> ※1月の中で全部で5回から8 回まで	218		
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型 サービス 費(独自) (Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) <b>230 単位</b> ※1月の中で全部で9回から 12回まで	230		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型 サービス 費(独自) (短時間サ ービス)	事業対象者・要支援1・要 支援2 (20分未満) <b>134 単位</b> ※1月につき22回まで	134		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一 建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		1月につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算	所定単位数の	15%加算	1回につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の	10%加算	1回につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の	5%加算	1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算		200 単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	※介護職員処遇改善加算(Ⅳ)(Ⅴ)については、令 和3年3月末時点で同加算を算定している介護サ ービス事業所について1年の経過措置を設ける	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)※	(3)で算定した単位数の90%加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)※	(3)で算定した単位数の80%加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ		ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の63/1000 加算
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の42/1000 加算
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの 上乘せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の1/1000 加算		

小千谷市訪問型サービス(サービスA委託)サービスコード表 ※緩和した基準によるサービス

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A4	1111	訪問型独自委託サービス1	ニ 訪問型 サービス費 (独自)(VII)  事業対象者・要支援1・ 要支援2(週1~2 回程 度) <b>1時間 112 単位</b>  ※1月の中で全部で8回ま で	身体介護を含まない生活援助(洗濯・掃除・買い物)に限定	112	1時間1回 につき
A4	1112	訪問型独自委託サービス1.5	ホ 訪問型 サービス費 (独自)(VIII)  事業対象者・要支援1・ 要支援2(週1~2 回程 度) <b>1.5時間 167 単位</b>  ※1月の中で全部で8回ま で	身体介護を含まない生活援助(洗濯・掃除・買い物)に限定	167	1時間30 分1回につ き
A4	8311	訪問型独自サービス令和3年9月30日ま での上乗せ分(1単位分)	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の1/1000加算	1	1月につき
A4	8312	訪問型独自サービス令和3年9月30日ま での上乗せ分(2単位分)		所定単位数の1/1000加算	2	

小千谷市通所型サービス(介護予防通所介護相当サービス)サービスコード表 … 平成29年度はA5、平成30年度からA6へ変更

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	1213	通所型独自サービス/21回数	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	384 単位	384	1回につき
A6	1223	通所型独自サービス/22回数		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回	395 単位	395	1回につき
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5% 加算		1回につき
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2	若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240	1月につき
A6	6125	通所型独自サービス同一建物減算/21	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1		376 単位減算	-376	
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算/22		事業対象者・要支援2		752 単位減算	-752	
A6	6135	通所型独自サービス同一建物1回減算/31		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで		94 単位減算	-94	1回につき
A6	6136	通所型独自サービス同一建物1回減算/32		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで		94 単位減算	-94	
A6	5020	通所型独自生活向上グループ活動加算/2	ロ 生活機能向上グループ活動加算 ※機能訓練指導員については、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。			100 単位加算	100	1月につき
A6	5012	通所型独自サービス運動器機能向上加算/2	ハ 運動器機能向上加算 ※機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。			225 単位加算	225	
A6	6120	通所型独自サービス栄養アセスメント加算/2	栄養アセスメント加算			50 単位加算	50	
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算/2	ニ 栄養改善加算			200 単位加算	200	
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算 I /2	ホ 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(I)		150 単位加算	150	
A6	5021	通所型独自サービス口腔機能向上加算 II /2		(2)口腔機能向上加算(II)		160 単位加算	160	
A6	5016	通所型独自複数サービス実施加算 I /21	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(I)		運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480
A6	5017	通所型独自複数サービス実施加算 I /22				運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480
A6	5018	通所型独自複数サービス実施加算 I /23				栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480
A6	5019	通所型独自複数サービス実施加算 II /2		(2)選択的サービス複数実施加算(II)		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700
A6	5015	通所型独自サービス事業所評価加算/2	ト 事業所評価加算			120 単位加算	120	
A6	6021	通所型独自サービス提供体制強化加算 I /21	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88	
A6	6022	通所型独自サービス提供体制強化加算 I /22			事業対象者・要支援2	176 単位加算	176	
A6	6127	通所型独自サービス提供体制強化加算 II /21		(2)サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72	
A6	6128	通所型独自サービス提供体制強化加算 II /22			事業対象者・要支援2	144 単位加算	144	
A6	6123	通所型独自サービス提供体制強化加算 III /21		(3)サービス提供体制強化加算(III)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	
A6	6124	通所型独自サービス提供体制強化加算 III /22			事業対象者・要支援2	48 単位加算	48	
A6	4011	通所型独自サービス生活機能向上加算 I /2	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を限度)		100 単位加算	100	
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上加算 II /21		(2)生活機能向上連携加算(II)		200 単位加算	200	
A6	4013	通所型独自サービス生活機能向上加算/II /22		運動器機能向上加算を算定している場合		100 単位加算	100	
A6	6210	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 I /2	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6月に1回を限度とする)		20 単位加算	20	1回につき
A6	6211	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 II /2		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(II)(6月に1回を限度とする)		5 単位加算	5	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算 I	ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)		所定単位数の59/1000 加算		1月につき
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)		所定単位数の43/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)		所定単位数の23/1000 加算		
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員処遇改善加算(IV)※		(3)で算定した単位数の90% 加算		
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算 V		(5)介護職員処遇改善加算(V)※		(3)で算定した単位数の80% 加算		
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算 I	ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)		所定単位数の12/1000 加算		
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)		所定単位数の10/1000 加算		
A6	6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算/2	ワ 科学的介護推進体制加算			40 単位加算	40	
A6	8310	通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応			所定単位数の1/1000 加算		

**定員超過の場合**

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目		イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで		
A6	8006	通所型独自サービス/21回数・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	384 単位	定員超過の場合 × 70%	269
A6	8016	通所型独自サービス/22回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	395 単位		277

**看護・介護職員が欠員の場合**

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目		イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで		
A6	9006	通所型独自サービス/21回数・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	384 単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	269
A6	9016	通所型独自サービス/22回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	395 単位		277

小千谷市通所型サービス(サービスA)サービスコード表

※緩和した基準によるサービス

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	1113	通所型独自サービス1回数	イ 通所型サービス費 (内容は介護予防通所介護相当と同様で、入浴はなし、利用時間(送迎除く)は3時間以上とする。)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	308 単位	308	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	316 単位	316	1回につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5% 加算		1回につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376		
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752		
A6	6145	通所型独自サービス同一建物1回減算1		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	94 単位減算	-94	1回につき	
A6	6146	通所型独自サービス同一建物1回減算2		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	94 単位減算	-94		
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算 ※機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。		100 単位加算	100	1月につき	
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算 ※機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。		225 単位加算	225		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算		50 単位加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		200 単位加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算 I	ホ 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(I)	150 単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算 II		(2)口腔機能向上加算(II)	160 単位加算	160		
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算 I 1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480	
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算 I 2		運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480		
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算 I 3		栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480		
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算 II		(2)選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700	
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120 単位加算	120		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算 I/1	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算 I/2		事業対象者・要支援2	176 単位加算	176		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算 II/1		(2)サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算 II/2		事業対象者・要支援2	144 単位加算	144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算 III/1		(3)サービス提供体制強化加算(III)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算 III/2		事業対象者・要支援2	48 単位加算	48		
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を限度とする)	100 単位加算	100		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II/1		(2)生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算	200		
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II/2		運動器機能向上加算を算定している場合	100 単位加算	100		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 I	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6月に1回を限度とする)	20 単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 II		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(II)(6月に1回を限度とする)	5 単位加算	5		
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算 I	ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 59/1000 加算		1月につき	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 43/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 23/1000 加算			
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員処遇改善加算(IV)※	(3)で算定した単位数の 90% 加算			
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算 V		(5)介護職員処遇改善加算(V)※	(3)で算定した単位数の 80% 加算			
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算 I	ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の 12/1000 加算加算			
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の 10/1000 加算			
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ワ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40		
A6	8310	通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の 1/1000 加算		1月につき	

**定員超過の場合**

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目		イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで		
A6	8003	通所型独自サービス1回数・定超					308 単位
A6	8013	通所型独自サービス2回数・定超		316 単位	222		

**看護・介護職員が欠員の場合**

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目		イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで		
A6	9003	通所型独自サービス1回数・人欠					308 単位
A6	9013	通所型独自サービス2回数・人欠		316 単位	222		

**小千谷市介護予防ケアマネジメントサービスコード表**

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目		イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者、要支援1・2、要介護1・2・3・4・5	438 単位		
AF	2111	介護予防ケアマネジメント					
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300 単位	300		
AF	6132	介護予防委託連携加算	ハ 委託連携加算	300 単位	300		
AF	2112	介護予防ケアマネジメントB	ニ 介護予防ケアマネジメントB費	438 単位	438	1月につき	
AF	8310	介護予防ケアマネジメント令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の1/1000加算		1月につき	